

令和3年3月17日

保護者 様

松阪市立西中学校
校長 村田 功

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止等の取扱いについて

各ご家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかわり、毎日の検温や健康観察などにご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の出席停止等の取扱いについて、国のガイドラインの改訂を受け、松阪市教育委員会において、下記のように整理しましたのでお知らせいたします。

なお、この取扱いは令和3年4月1日から開始といたします。

記

1. 出席停止の措置を取るべき場合（これまでと変更はありません。）

- ・感染が判明した場合、または濃厚接触者に特定された場合
- ・発熱等の風邪の症状がみられるとき
- ・感染がまん延している地域において、同居家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき

2. 上記のほかに「欠席」の扱いとしない（出席停止）場合

- ・感染の不安を理由に登校しない場合（ただし、「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」）

※上記に該当しない場合は、今後、「欠席」の扱いとなります。

※医療機関の検査や診断を受けて感染が判明した場合は、「新型コロナウイルス感染症における感染報告書」（裏面参照）をお渡ししますので、保護者の方でご記入の上、再登校の際に担任に提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」は文科省のHPで見ることができます。